

久留米広域

●久留米市 ●田主丸町
●北野町 ●城島町 ●三潞町

合併協議会だより

平成15年11月1日発行

Vol. 10

発行・編集 / 久留米広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



耳納連山の自然に育まれた 甘さたっぷりの柿（田主丸町）

晩秋の耳納山麓に広がる観光柿園。田主丸町や久留米市には柿狩りを楽しめる観光柿園があります。

栽培されている柿は伊豆、松本、富有柿などですが、いずれも耳納連山の麓で自然の恵みに育まれ、甘さがたっぷりです。柿狩りのシーズンは、12月上旬までです。



●久留米広域合併協議会第10回会議

新市の名称、事務所の位置決まる

■承認された重要事項など（第7回及び第9回会議で承認された項目を含む）

●**合併の期日**
平成17年2月5日

●**新市の名称**
久留米市

●**合併の方式**
久留米広域方式
(編入対等方式)

●**新市の事務所の位置**
久留米市城南町15番地3
(現在の久留米市庁舎)

●**地域審議会**
田主丸町、北野町、城島町、三潞町に設置

久留米広域合併協議会第10回会議が10月18日、久留米リサーチ・センタービルで開催されました。会議では、前回会議で合意されていた「新市の名称」、「新市の事務所位置」などについて協議され、それぞれ「新市の名称は久留米市とする」、「新市の事務所の位置は、久留米市城南町15番地3（現在の久留米市庁舎）とする」との原案が全会一致で承認されました。また、「土地利用に関する取扱い」や「学校教育事業・通学区域の取扱い」など新たに9項目が提案されました。

会議の冒頭、江藤守國会長より、前回、正副会長に一任されていた新市建設計画の「地区整備の基本方針」の記述内容について、正副会長協議の結果、4地区の各々の特性を活かしながら、対等な地区整備を進めることを再確認し、前回提案の記述のままとすることが合意したことが報告されました。

報告事項

●**報告第15号 第9回協議会以降の協議会活動について**

9月13日から10月14日までに開催された議員の定数及び任期に関する小委員会、合併協議会幹事会、総合調整部会、都市産業部会など、延べ4専門部会12分科会20ワーキンググループの活動が報告されました。

協議事項

●**第15号議案 地方税の取扱いについて**
前回、委員から提出要望があった1市4町の不納欠損処分状況及び事業所税の資料説明が事務局よりありました。地方税の取扱いは、「国民健康保険事業の取扱い」や「行政区の取扱い」と関わりが深いとの意見が委員から出ていたため、両項目が協議されるまで継続協議とすることが承認されました。

なお、次回会議では、今回委員から提出要望された滞納繰越分調定額についての資料説明を行う予定です。

●**第17号議案 地域審議会の取扱いについて**

第7回会議で久留米市を除く4町に設置することで合意し、前回の会議で提案されていた「地域審議会の取扱い」について、協議されました。

協議の結果、原案どおり4町の各区域に地域審議会を設置することやその所掌事務などが承認されました。

委員から、「地域審議会からの答申や意見を、新市の市長は十分尊重して欲しい」との要望、意見が出されました。

●**第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについて**

前回会議で提案されていた「農林水産関係事業の取扱い」について、協議されました。

協議の結果、原案どおり「農業振興地域整備計画については、当面は各市町の既存の計画を推進していくこととし、合併後（平成19年度）、県の地域指定に基づき新市の農業振興地域整備計画を策定することなどの調整案が全会一致承認されました。

●**第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて**

前回会議で提案されていた「商工・観光関係事業の取扱い」について、協議されました。

委員から、「経済団体への補助及び支援について合併後も現行の各市町の補助基準に基づく助成を当分の間ではなく、新市建設計画の対象期間である10年間は継続できないか」、「各商工会に

対する補助率に差があるが統一して欲しい」などの意見や要望が出されました。

事務局から、「各商工会で行っている事業内容などに差異があるため、合併時に基準を統一することは難しいと判断しています。事業内容、事務量等を調査する必要があります。合併後に総合的な視点で調整していきます」と説明がありました。

商工・観光関係事業の取扱いについては、継続協議となりました。

●第20号議案 新市の名称について

前回の会議で合意されていた「新市の名称」について、「新市の名称は、久留米市とする」ことが提案され、全会一致で承認されました。

●第21号議案 新市の事務所の位置について

前回の会議で合意されていた「新市の事務所の位置」について、「新市の事務所の位置は、久留米市城南町15番地3（現在の久留米市庁舎）とする」ことが提案され、全会一致で承認されました。

●第22号議案 町名・字名の取扱いについて

前回の会議で合意されていた「町名・字名の取扱い」について、「(1)町・字の区域については現行どおりとする (2)町・字の名称については、久留米市は現行どおりとし、4町については旧自治体名である町名を付し、「大字」の表記を削除した形態に変更する。なお、その名称については、各町の意向により合併までに調整する」ことが提案されました。

委員から、「行政区名を大字の替わりに使用できるのか」との質問が出され、事務局より「行政区名を大字の替わりに使用することは区域の変更が必要な場合があり、合意された調整の方向性とは異なります」との説明がありました。

●町・字の名称について（参考資料）

町・字の名称については、久留米市は現行どおりとし、田主丸町、北野町、城島町及び三瀧町については、旧自治体名を付し、「大字」の表記を削除した形態に変更すると、次のような表示になります。

（現行）	（合併後の例）
○久留米市城南町15番地3	→ 久留米市城南町15番地3（現行どおり）
○浮羽郡田主丸町大字田主丸459番地の11	→ 久留米市田主丸町田主丸459番地の11
○三井郡北野町大字中3298番地2	→ 久留米市北野町中3298番地2
○三瀧郡城島町大字槇津743番地2	→ 久留米市城島町槇津743番地2
○三瀧郡三瀧町大字玉満2779番地の1	→ 久留米市三瀧町玉満2779番地の1

「町名・字名の取扱い」については、継続協議となりました。

●第23号議案 一般職の職員の身分の取扱いについて

「一般職の職員の身分の取扱い」については、「4町の一般職の職員は、すべて久留米市の職員として引き継ぐ」ことなどが提案されました。

●第24号議案 特別職の身分の取扱いについて

「特別職の身分の取扱い」については、「4町の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、1市4町の長が別に協議して定める」ことが提案されました。

●第25号議案 条例、規則等の取扱いについて

「条例、規則等の取扱い」については、「久留米市の条例、規則等を適用する。ただし、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行うものとする」ことが提案されました。

●第26号議案 国際交流事業、姉妹都市の取扱いについて

「国際交流事業、姉妹都市の取扱い」については、「(1)現在実施している国際交流事業は、新市に引き継ぐ。新市における青少年交流は、友好・姉妹都市交流を中心とした青少年交流事業のなかで見直しを行う (2)姉妹都市・友好都市については新市に引き継ぐ。友好都市については新市において改めて検討する」ことが提案されました。

●第27号議案 道路事業に関する取扱いについて

「道路事業に関する取扱い」については、「○幹線及び補助幹線道路の整備については、継続事業は現行どおり新市に引き継ぐものとし、合併後の整備については、久留米市の例を基本に統一化を図る ○生活道路の用地処理は三分の間、現行どおりとし、統一化に向けた検討を行う ○舗装修繕・路面清掃・除草をはじめとした維持のあり方については、久留米市の例を基本に制度統一を図る」ことが提案されました。

委員から、「町では、道路愛護として年に数回、全住民が除草や砂利入れなどの道路維持・補修を行っているが、どうなるのか」との質問が出されました。

事務局より「道路愛護の実態を把握した上で、道路愛護団体等の支援を含め、新市で調整していきます」との説明がありました。

●第28号議案 公共交通に関する取扱いについて

「公共交通」に関する取扱いについては、「合併時に運行されているコミュニティバスについては、原則として新市に引き継ぐ。また、旧市町での運行及び検討内容を踏まえ、新市として再検討し、合併後速やかに、新市としてのコミュニティバスの運行を図る」ことなどが提案されました。

●第29号議案 土地利用に関する取扱いについて

「土地利用に関する取扱い」について

ては、左の囲みのとおり提案されました。委員から、「市街化調整区域になると開発ができなくなるという不安がある。当分の間、現行どおりとするのではなく、新市建設計画の対象期間と同じく、10年間は現行どおりとしてはどうか」との質問が出されました。

事務局より、「新市が一体的に整備・開発する都市計画制度を導入することが妥当ではないかという時期が来れば、地域審議会の意見を踏まえた上で、県と相談をしながら、都市計画区域を設定することとなります。現時点で10年間に限定することはできないと考えています」との説明がありました。

■提案された「土地利用に関する取扱いについて」の主な調整案

都市計画区域、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、及び用途地域に関する土地利用については、当分の間現行どおりとする。

なお、都市計画区域等の見直しにあたっては、新市建設計画や合併後の土地利用動向等の調査を踏まえるものとする。また、その際には、地域審議会等の意見を尊重した対応を行うものとする。

●第30号議案 学校教育事業・通学区域の取扱

「学校教育事業・通学区域の取扱」

については、「○小・中学校の通学区域及び学校設置については、現行どおりとする。将来において、教育を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じ検討する。○学校給食事業については、当分の間、各市町の給食運営方式を基本とする。給食費については、17年度より最も有利な田主丸町及び久留米市に統一する」などが提案されました。

●第31号議案 社会教育事業の取扱いについて

「社会教育事業の取扱い」については、下段の囲みのとおり、提案されました。

委員から、「体育協会の統一に向けた働きかけはどのようになっているか」、「現在、町では市民のスポーツ等の施設利用は無料だが、合併後は有料になるということか」などの質問が出されました。

事務局から、「施設利用料金は新市において協議する予定です」と説明されました。

※第23号議案「一般職の職員の身分の取扱いについて」から第31号議案「社会教育事業の取扱いについて」の9項目については、次回第11回会議で協議されます。

■新委員のお知らせ

(平成15年10月18日現在。敬称略)

三瀨町 新山 正英 2号委員

※2号委員 それぞれの議案が推薦した議員

た議員

■提案された「社会教育事業について」の主な調整案（一部抜粋）

○生涯学習・社会教育事業について

・学習関係の講座等は、当分の間は現行どおりとし、合併後、新市において統一に向け調整する。ただし、同一あるいは同種の事業については、新市全体の均衡を考慮し、合併時まで調整する。

・生涯学習センター等の複合施設は、効率的な管理運営を行うため、調整・検討を行う。また、公設の公民館は、現行のままとする。なお、料金体系等は、合併後検討を行う。

○文化芸術活動振興事業について

文化芸術に係る施策や事業、及び施設の管理運営については、合併時は原則として現行どおりとし、合併後、新市において全体的な統一化を図る。

○スポーツ振興事業について

・合併時に体育協会を一本化し、施設の管理運営を統一する。なお料金体系等は、合併後、新市において検討を行う。

・市民・町民体育大会については、新市のスポーツフェスタを新設する。また既存の競技大会については、地域の意向を尊重し、調整する。

○人権・同和事業について

人権・同和对策事業、及び人権・同和教育事業は、新市においても、引き続き推進していく。

○男女平等政策事業について

男女共同参画社会推進事業は、合併後、より制度が充実している久留米市の例により統一する。

社会福祉協議会も広域合併に向け始動 ～第1回久留米広域社協合併協議会～

久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀨町の社会福祉協議会の合併を進める第1回久留米広域社協合併協議会が10月14日、久留米市総合福祉センターで開催されました。

会議では、規約、今年度事業計画・予算などが協議され、承認されました。また会長には、谷口久・久留米市社会福祉協議会会長が互選により選任されました。

社会福祉法の規定で1自治体に1つの社会福祉協議会しか設置できないため、今後は協議会を月1回開催し、合併方式、合併期日、介護保険事業の取扱いなど17の協定項目を協議していきます。



▲今年度の事業計画等を協議した第1回会議